

私立小・中・高等学校設置認可等審査基準の一部改正について

新旧対照表(案)

改正前	改正後
<p>(教職員の数等)</p> <p>第5条 小学校及び中学校の教職員の数は、小学校設置基準（平成14年文部科学省令第14号）及び中学校設置基準（平成14年文部科学省令第15号）の定めるところによるほか、学級数以上の専任の教諭を置かなければならない。</p> <p>2 高等学校の教頭及び教諭の数は別表に定める数以上とするほか、学級数以上の専任の教諭を置かなければならない。</p> <p>3 高等学校には、養護教諭又は生徒の養護をつかさどる職員1人以上を置き、<u>そのうちの1人は他の職を兼ねず、又他の職から兼ねない者でなければならない。</u></p> <p>4 校長が他の私立学校の校長を兼ねる場合、校長の勤務が本務となっていない私立学校には専任の教頭を配置すること。ただし、校長が兼任する複数の学校が、同じ位置にあり、かつ学校の管理運営上支障がないと認められる場合は、この限りではない。</p>	<p>(教職員の数等)</p> <p>第5条 小学校及び中学校の教職員の数は、小学校設置基準（平成14年文部科学省令第14号）及び中学校設置基準（平成14年文部科学省令第15号）の定めるところによるほか、学級数以上の専任の教諭を置かなければならない。</p> <p>2 高等学校の教頭及び教諭の数は別表に定める数以上とするほか、学級数以上の専任の教諭を置かなければならない。</p> <p>3 高等学校には、養護教諭又は生徒の養護をつかさどる職員1人以上を<u>置くものとする。</u></p> <p>4 校長が他の私立学校の校長を兼ねる場合、校長の勤務が本務となっていない私立学校には専任の教頭を配置すること。ただし、校長が兼任する複数の学校が、同じ位置にあり、かつ学校の管理運営上支障がないと認められる場合は、この限りではない。</p>
<p>(資産の保有)</p> <p>第7条 <u>施設及び設備は、負担付き（担保に供される等）又は借用であってはならない。</u></p> <p><u>ただし、校地については、特別の事情があり、かつ、教育上支障がないことが確実に認められた場合は、この限りではない。</u></p>	<p>(資産の保有)</p> <p>第7条 <u>校地、校舎その他の施設及び設備は、原則として、負担付き（担保に供されている等）又は借用であってはならない。</u></p> <p><u>ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がないことが確実に認められた場合は、この限りではない。</u></p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この基準は、令和7年 月 日から施行する。